3　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(1／2)×(B)}	%

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで を記載すること。

別紙様式第十五号目次中

「第2　連結財務諸表
1　連結財務諸表の作成方針
2　連結貸借対照表
3　連結損益計算書
4　連結キャッシュ・フロー計算書
5　連結株主資本等変動計算書」

を

「第2　連結財務諸表
1　連結財務諸表の作成方針
2　連結貸借対照表
3　連結損益計算書
4　連結キャッシュ・フロー計算書
5　連結株主資本等変動計算書
第3　保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」

に改め、同様式に次のように加える。

フロー計算書

動計算書

の充実の状況に関する書面

第3

年度（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

法第271条の28の2第1号に掲げる額をいう。

2　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

法第271条の28の2第2号に掲げる額をいう。

3　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(1／2)×(B)}	%

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで を記載すること。

別紙様式第十六号の十七第14の1記載上の注意及び第14の2記載上の注意並びに別紙様式第十六号の十八第7の1記載上の注意及び第7の2記載上の注意中「掲げる額」の次に「（少額短期保険業者に係るものに限る。）」を加える。

附　則

1　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第1条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

2　法第百十一条第二項及び第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成二十四年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一　この府令による改正後の保険業法施行規則（次号において「新規則」という。）第五十九条の三第一項第二号ロ(6)及び第三号ハに掲げる事項

二　新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(6)及び第四号ハに掲げる事項

府　令　・　省　令

○内閣府令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百四十四条第三項の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「及び中間連結財務諸表」を「、中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類」に改め、同条第四項中「及び連結財務諸表」を「、連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第1条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

○内閣府令・総務省令第一号
○文部科学省令

国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百二十九条第一項第五号中「第百三十一条」を「第百五十七条」に改め、同条第二項第三号中「維持していた」を「維持している」に改める。

第百三十条の次に次の一条を加える。

（受給権取得後に加給年金額対象配偶者を有するに至つた場合の改定の請求）

第百三十条の二　法第八十八条第四項の規定により障害共済年金の額の改定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した障害共済年金改定請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日及び住所

二　所属機関（退職した者にあつては、退職当時の所属機関）の名称及び所在地